

## 応募にあたっての注意事項 ～助成金対象外の項目について～

- いわて農商工連携ファンドは「新規性・革新性のある事業に対してソフト面で支援するもの」なので、新商品開発に向けた試作開発（サンプル試作、パッケージ試作などの新商品完成までの工程）と、展示会などの販路開拓の一連の活動が対象になります。またそれに付随した市場調査や人材養成の取り組みも対象となります。
- 製品の生産活動や販売活動に関しては、新規開発品か既存品に係らず、助成金の対象となりません。
- おおよそは以下のとおりですが、当事業に応募される方は「自分の事業計画の中で要望する経費が当事業の支払い対象であるか否か」を必ずご確認・ご了承のうえ応募してください。

※以下の a～e の対象外支出については、実施後にその経費を請求しても支払われないの要注意。100%自己負担となります。a～e の他、対象となるか不明な支出については予めセンターに確認してください。

### a. 消費税及び振込手数料は対象外

助成金の支払いは全て、税抜き価格（不明の場合は×1/1.08の端数切捨て金額）×助成率の端数切捨ての金額（の積算）となります。

### b. 人件費は対象外（専門家謝金とは別）

### c. 販売行為は対象外

- ・値段の入った広告、TVCM、パンフ、HP 等々は全て対象外。
- ・販売のための旅費、原材料費、加工費等々は全て対象外。
- ・有償サンプルは対象外。有償サンプルの作成にあたり、ファンドで導入した機器を使用した場合には、相手方には原材料代と工賃のみを請求してください。利益の上乗せは厳禁。

### d. 生産設備は対象外

- ・導入する機器は、商品開発の為の試作用機器のみ可です。試作用機器が生産にも使用できるスペックを持つ場合にはリースにて対応してください。
- ・ファンドで導入した機器で製造した物品の販売は厳禁。無償サンプルとしての提供は可、その場合ファンドの対象経費となるのは原材料代のみ。有償サンプルについては上記 c のとおり。

### e. その他

※ファンド事業に使用する物品であっても、ファンド事業以外にも使用できるとみなされるものは全て対象外です。

- ・飲食費は対象外。
- ・ガソリン代、プリペイドカード（Suica 等のチャージ料含む）、パソコン、事務用品など汎用性の高い物品は対象外です（高速料金は認められます）。
- ・通信費（郵便代）は対象となりますが、自分で切手を購入し貼って発送した場合は、実際に事業内で発送した分のみが対象となりますので、その証明（宛先リスト）が必要となります。